

第 11 回マナー協議会の資料のご説明について

1 新型コロナウイルス関連について

(1) 「令和2年3月～9月のごみ量の前年との比較」について…資料1

令和2年3月～9月のごみ量の前年との比較についてご説明します。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国が緊急事態宣言を発出し、新しい生活様式等の定着等と呼びかける中で、家庭ごみのごみ量の状況としては、外出自粛により在宅時間が増えたことで、燃やせるごみ、容器包装プラスチック、びん・缶・ペットボトルなどが増加しています。また、燃やせないごみ、大型ごみ、枝・葉・草も増加しています。

暦の関係で年度により月間の収集日数が異なり、月ごとの増減幅にはばらつきがあるため、平均的な増減は3月～9月の合計でご確認ください。

(2) 「新型コロナウイルス感染症に係る家庭ごみの捨て方」について…資料2

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、ごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけるよう呼びかけをしております。

また、使用したマスクや鼻水などが付着したティッシュなどを廃棄する際は、ポリ袋に入れるなど封をしてから、市の指定ごみ袋に入れて飛び散らないよう袋の口をしっかりと結んでごみステーションに出すよう呼びかけをしております。

加えて、新型コロナウイルス感染症により、自宅療養される方や感染症の疑いのある方等がいらっしゃるご家庭についてのごみの出し方について感染症対策としての特例処置を設けたところです。

本件は、札幌市公式ホームページ(<http://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/haishuturuleosirase.html>)にて周知しておりますが、チラシ(別添のとおり)を作成しましたので、建物の共用部分に掲示するなど、共同住宅入居者への周知にご活用をお願いいたします。

2 アンケート調査の実施について…資料3

別添のとおり、今後の本市の普及啓発の取組や広報媒体(ポスター・パンフレット等)の参考とするために、本協議会の会員、賛助会員の皆様を対象として、アンケート調査を実施いたしますので、ご記載できる範囲でのご協力をお願いいたします。

なお、アンケートの結果については、改めて、皆様にお知らせいたします。

3 ごみステーション数の状況報告について…資料4

平成 31 年から令和2年にかけて、ごみステーションは全体で約 1,300 か所増加しました。共同住宅の専用ごみステーションの伸び方は顕著で、1,300 か所のうち、1,100 か所を占めております。

本市が令和元年度に実施した不適正排出率の調査では、平成 30 年度調査結果と

比較し、共同住宅エリアは不適正排出率は改善しているものの、いまだ違反ごみ袋数が多くみられるということから、今後も啓発活動が必要と考えております。

また、「2 区別の共同住宅むね数及び専用ごみステーション数」のとおり、半数以上の共同住宅が専用ごみステーションを設置しており、今後も専用化は進んでいくと考えております。

4 「ごみ分けガイド等のベトナム語対応等」について…資料5

昨年の協議会にてご説明いたしましたが、近年、大幅に人口が増加しているベトナム人への対応として、今年の1月にベトナム語版ごみ分けガイドを新たに作成し、札幌市公式ホームページ(http://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/gomiwake_guide/foreign.html)に掲載しているほか、区役所、市役所13階環境局業務課、各清掃事務所にて希望者に配布しておりますので、共同住宅入居者への周知にご活用をお願いいたします。

ごみ分けガイド等の外国語への対応状況

		ごみ分けガイド	家庭ごみ収集日 カレンダー※	ごみ分別アプリ
英語		○	○	○
中国語	簡体字	○	○	○
	繁体字			○
韓国語		○	○	○
ロシア語			○	
ベトナム語		○ 令和2年1月		

※ 家庭ごみ収集日カレンダーについて、下記2種類を作成している。

- ①日本語、英語の併記(毎年、市内全世帯へ配布)
- ②中国語、韓国語、ロシア語の併記(札幌市公式ホームページに掲載のみ)

5 「集団資源回収利用促進に関するポスター掲出へのご協力をお願い」について…資料6

新聞・雑誌・ダンボールの適正排出を目的として、賃貸マンションに入居する市外転入者や単身者向けに「集団資源回収」の利用促進に関するポスターを作成しますので、各管理物件における掲出について可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

6 共同住宅における大型ごみの排出について(資料なし)

共同住宅における大型ごみの排出に関して、排出場所が明確になっていないことによる、入居者同士や入居者と管理会社等とのトラブルに関する苦情が、大型ごみ収集セ

ンターに寄せられております。

札幌市では、共同住宅における大型ごみの排出場所は、ごみステーションとは別に、原則として、道路に接する敷地内に設けることとしております。

各共同住宅において、敷地内の適切な位置に大型ごみの排出場所を定め、あらかじめ入居者に伝えることでトラブルを回避できるケースもございますので、入居時の説明や掲示等による周知についてご協力をお願いいたします。